

西神中央ホール条例施行規則をここに公布する。

令和3年11月26日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第30号

西神中央ホール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、西神中央ホール条例（令和3年9月条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為の制限)

第2条 条例第10条第1項に定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 火災、爆発その他の危険を生じるおそれのある行為
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼすおそれのある動物その他の物を携帯すること。
- (4) 施設又はその附属設備を汚損し、損傷し、若しくは滅失させ、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (5) 許可を受けずに広告類を掲出し、又はまき散らす行為をすること。
- (6) 所定の場所以外の場所へ立ち入ること。
- (7) 所定の場所以外の場所で飲食すること。
- (8) 喫煙すること。
- (9) 許可を受けずに寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をすること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が西神中央ホールの管理上支障があると認める行為

(指定管理者の指定の申請に係る書類)

第3条 条例第19条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 指定申請書（団体の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名並びに担当者の氏名及び連絡先並びに指定管理者の指定を受けたい旨を記載した書面をいう。）

(2) 事業計画書

(3) 西神中央ホールの管理に係る人員の配置計画に関する書類

(4) 西神中央ホールの管理に関する業務の収支予算書

(5) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
（施行細目の委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、条例附則第1項本文に規定する施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、前項本文に規定する施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

（指定管理者不在等期間における西神ホールの管理に関する業務）

3 市長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は市長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間における第2条第10号の規定の適用については、同号中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。